

メアリ・リンドン・シャンリー著『フェミニズム、  
結婚、ヴィクトリア期イングランドの法』5

Mary Lyndon Shanley, *Feminism, Marriage and the Law in Victorian England* (Princeton: Princeton University Press, rep. 1993), pp. 43-50.

ジェンダーの学際的研究班

石山文彦、河野良継、白石裕子、苑原俊明

世俗的な理由もまた重要であった。女性の姦通がもたらす悪しき結果として最も頻繁に言及されたのは、克蘭ワース卿の発言に見られるように、それが「私生児をこっそりと夫に押し付ける手段」になりかねないことだった。1850年設置の離婚法に関する王立委員会の委員であったスペンサー・ウォルポールは、庶民院において、離婚事由を男女で等しくしようとする提案を斥けるべく、財産と家督の相続に関する父系の同一性への懸念に訴えかけた<sup>2</sup>。妻の姦通だけが婚姻の絆を断つ正当な理由になるとの考え方は、夫たる男の性的権力とその子どもの嫡出性が婚姻契約の基本的関心事であるとの前提に立っていた。議会が夫の姦通による家系への脅威を無視したことは、男性の不貞行為の相手が、「立派な階級」には属しておらず、それゆえその家庭生活などどうでもよいのであるとする想定を反映していた。万一、男性が紳士たる夫を持つ女性を誘惑してしまった場合は、その夫は彼女と離婚することによって、正当でない相続人から自分自身を守ることができたのである<sup>3</sup>。

議会におけるこうした発言の多くが女性嫌悪的かつ家父長制的な傾向であったにもかかわらず、妻からの離婚事由に関する議論は、婚姻とは、たんなる性交渉あるいは再生産のための結合の制度と考えるのは適切ではなく、親密な交わりや支え合いの場ともみなすべきであるとする思想の種を宿していた。議会は、婚姻の解消不可能性という教会の教義を退けることで、また、姦通した夫に対して離婚請求できる加重事由について議論することで、婚姻そのものの目的や本質に関するさらなる議論へと向かう扉をわずかに開けたのである。しかしながら、1856年と1857年における議会の多数派には、女性たちに対して、夫による近親相姦、重婚、あるいは甚だしい身体的虐待といったとてつもない非行を理由とした離婚は認めても、それ以上先に進む気はなかった。これは彼らが、伝統的な婚姻法と既婚女性の伝統的

地位の変更を最小限にとどめたいと強く望んでいたことの反映であった。

### 議会在既婚女性の財産に関する法改革を拒否

リンドハースト卿が、1856年に離婚法案修正のための特別委員会の設置を求める動議を提出すると、それにともない、関連する離婚事由の問題と既婚女性の財産権の問題も持ち上がってきた。彼は、既婚女性の財産に関する法は「離婚法と密接に関連しているのに、現行の法案ではこの問題が取り扱われていない」と注意を喚起した。教会裁判所の判決を得て夫と別居している既婚女性は、既婚女性の財産に関するコモンローの規則に引き続き規律されていた。彼女に残された遺産があってもそれは夫のものとなり、不動産からの収入があってもそれは夫の自由になり、「妻がなんとか工夫して自分と子どもの生計を細々と立てようと試みても・・・、夫は彼女が苦勞して得た収入にやすやすと手を伸ばし、それを愛人に与えることができる」のであった。別居中の妻の置かれた状況を、リンドハースト卿は次のようにまとめた。別居した瞬間から「妻は法の保護をほぼすべて失った状態になる。彼女は契約を締結することはないだろうし、したとしても、それを守らせる手段を持ち合わせていない。法は彼女を保護するどころか、抑圧している。家もなく、無力で、希望もなく、彼女は市民としての権利をほぼ完全に失った」<sup>4</sup>。その翌年、セント・レナズ卿は、夫から遺棄された妻も同様の苦難に見舞われており、公的には婚姻状態にあるものの、自分自身のために「[法的な] 行為をすることはできず、自分の代わりとなって [法的な] 行為をしてくれる男性もいないと指摘した。

このうち前者の苦難に対処すべく、リンドハーストは、（離婚法案において、教会裁判所による卓床離婚に取って代わるものとされている）裁判所の別居判決を得た妻は、それ以降、自らの財産と契約に関して *feme sole* とみなされるべきだと規定する修正動議を提出し、それを法案に盛り込むことに成功した<sup>5</sup>。セント・レナズ卿も、同僚たちを説得し、夫から遺棄された女性は地元の治安判事のもとに出向き、それ以降、自らの収入を *feme sole* として管理することを認める旨の命令を受け取ることができると規定する修正を受け入れさせることに、同じく成功した。セント・レナズ卿の提案した規定は、高額な費用のかかるロンドンの離婚裁判所ではなく、単に地元の治安判事に訴え出ることしか求めておらず<sup>6</sup>、それゆえ貧困階層の女性の助けとなり得るものだった。離婚法のなかで、この規定だけがそのようなものであったことは注目に値する。リンドハースト卿とセント・レナズ卿による修正は、既婚女性の財産権に関しては、夫婦の一体性というコモンローの原理に風穴を開けるものではあったが、いずれの修正案も、妻には婚姻の継続中、自分自身の財産を管理する権利があるとの原則を承認するものではなかった。それらは単に、すでに同居の実

体が失われ、どのように見ても婚姻が事実上終わっている場合について、コモンローの規則を停止させただけだった。【以上翻訳：石山文彦】

既婚女性の権利に関するこれらの修正案の限界は、既婚女性財産法案の規定と比べると明らかである。1857年の短い会期のはじめに、ブルーム卿は、サー・アースキン・ペリーの庶民院での主張を取り上げて、既婚女性財産法案を提出した<sup>7</sup>。彼の案は、「成立していれば」既婚女性の財産に関して夫婦の一体性というコモンローの原理を全廃していたであろう。3月の総選挙後に再開された議会で、サー・アースキン・ペリーとリチャード・モンクトン・ミルズは同じような法案を庶民院に提出した<sup>8</sup>。ミルズの説明によれば、「法案の目的は・・・慣習的に富裕層を対象としてきた法を、すべての階級を対象にすること」であり、すなわち、コモンローの規則をエクイティの規則に置き換えることであった<sup>9</sup>。ペリーは、コモンローが「原則として不正であり、運用において許しがたいものであって、改正されるべきである」と主張し、法律改革協会がほぼ全会一致ですでに採択していた原則に法案が基づいていることを思い出すよう同僚議員たちに促した。しかし既婚女性財産法案を論じていたときでさえ、当の会期中に法案を通すことに「一縷の望み」も抱いていないことをペリーは認めていた<sup>10</sup>。離婚法は通りそうに見えたが、もしそうになると別居させられ遺棄された妻たちの財産を保護する諸規定は、包括的な財産法を通す圧力を弱めたであろう。

ペリーは、議会内の駆け引きと、婚姻に対する同僚議員たちの態度について抜け目なく判断した。既婚女性財産法案が離婚に関する論争中に提出されなかったならば同法案の行く末がどうであったかについて、確かなことは何も言えないけれども、二つの法案が同時に提出されたことで、包括的な既婚女性財産法は成立の見込みがなくなってしまった。既婚女性が自己名義で財産を取り扱い、契約をするようになってしまうという考えは、家庭の安定と結束についての多くの議員の固定観念を強くおびやかすものであった。

実際のところ、既婚女性の財産権という着想は、家族の結束という観念を離婚そのものの規定よりはるかに強くおびやかすものであった。離婚は夫婦関係の事実上の破綻を法的に認めるだけであった。一方、既婚女性財産法は「成立していれば」婚姻が継続している間に二つの別々の意志の存在を認めることになったであろう。キャロライン・コーンウォリスが法律改革協会の報告書を評する論文で述べているように、「婚姻は一個人には何の精神的な変化ももたらさない。婚姻前と同様に意志は強いままであり、理性ははっきりとしたままである。一個人の求めるものは相も変わらず別々なのである」<sup>11</sup>。既婚女性が独立した意志と法的に認められた権利をもつ個人であり続けるべきであるということは、まさにフェミニストたちが確立したいと願っていた原則であった。これに対して、二つの独立した意志が一つの家庭内に災いを招くことなく存在できると信じていた議員はほとんどいなかった。キャン

ベル卿は、ブルーム卿の既婚女性財産法案が「絶えざる不和をもたらすことになるであろう・・・それは国中のすべての人々の社会通念に衝撃を与える提案だ」<sup>12</sup>と論じた。A・J・ベレスフォード・ホープは、フェミニストの運動が、もし強い抵抗にあわないのなら、「イングランド人の際だった気質、つまり家庭愛、夫妻の純潔、家族の結束の・・・破壊」<sup>13</sup>をもたらしかねないと恐れた。J・D・フィッツジェラルドは、ペリーの法案が「法を根本的に覆し、夫婦のあらゆる関係を乱してしまうであろう」<sup>14</sup>と主張した。議員たちの言うことを聞いていると、もし妻が自身の財産を管理する権利をもつことになるとしたら、両親と子どもたちが食卓を囲んで座ったり、家族が炉辺に集ったりすることはもう二度となくなると思ってしまうかえなかった。

ごく一部の議員は、既婚女性の法的権利の要求と、女性が公共の生活に参加するというさらに受け容れがたい考えとが関連していることに気づいていた。もし妻が家庭内のことについて夫に従わなくてもよいのであれば、妻が家庭外でのことについてより大きな役割を果たしたいと望むことを一体何が阻めるのか？ ベレスフォード・ホープは次のように言って同僚議員たちをたしなめた。既婚女性に独立した法的地位を与えることを検討することは、「『気の強い女性』が大きく男性らしい身体を望むというかなり法外な要求」<sup>15</sup>に对应していくことになる、そうした女性は実際に集会やパンフレットで女性の活動の場をより広げ、法の下でのより大きな平等を求めることを迫り始めている、と。遺棄された妻の財産権を保護するという修正提案にあたり、セント・レナーズ卿は、包括的な既婚女性財産法がひっくり返してしまうものが、家庭内の秩序に止まらないのではないかという巷の懸念に訴えかけた。彼は、まさに自分の修正提案なら「もう一つの院で提案されている法案（つまり、ペリーの既婚女性財産法案）ほど行きすぎたものにはならない」、つまり「この国の婚姻法全体を別の足場に置き換え、実際には妻に諸々の市民権をすべて与える」結果にはならないとして、同僚議員たちに自分の提案を採択するよう促した。セント・レナーズ卿は、自分の提案した穏当な法案を採択することでこの「より大きな害悪」を避けたいと、両院の同僚議員たちが望むだろうとわかっていた<sup>16</sup>。【以上翻訳：河野良継】

ベレスフォード・ホープとセント・レナーズ卿が示した既婚女性財産法と女性の参政権の繋がり、1857年の論争において初めて明確になった論点であった。女性の参政権を支持する組織された団体はなかった。ただ、排他的に男性にのみ認められた参政権の不当性を論じた論説が時折見られた程度であった。たとえば、ハリエット・テイラー・ミルの「女性への参政権付与」のようなものがあつた。しかしながら、既婚女性の法的地位を向上させようという運動が1860年代および1870年代に熱心に進められるにつれ、改革支持者も反対者も、婚姻中の女性の夫への法的従属と参政権の欠如との関係についてますます強調するようになっ

た。女性は、夫に従属している限り、完全な市民ではありえない。女性は、政治的に夫に劣位する者であるかぎり、婚姻中における夫の真の伴侶およびパートナーではありえない。1857年の離婚法に反映している婚姻の捉え方は、既婚女性の財産権に対する要望が、家庭と市民社会の双方における男性支配に対しいかに脅威であるかを示している。

議会在離婚法において何を成し遂げたかは、結局のところなにをなし得なかったかという観点から判断されるべきであろう。通常、民事離婚のための訴訟制度と新たな離婚裁判所を創設し、英国法制史上画期的な制定法として評価されている離婚法であるが、同時に、家父長的親権を是認し、永続化したのである。議会は、婚姻における支配関係という観念に強く囚われていたので、平等な離婚事由を求めるキャロライン・ノートン、バーバラ・リー・スミスや他の人々による契約論的主張によって、ほとんど影響されることはなく、リンドハースト卿やブルーム卿のような著名人によって議会に提案されたときでさえ、それは変わることはなかった。既婚女性に自らの財産を管理することを認める提案、および男女の離婚事由を平等化する提案がなされたとき、議会は、一顧だにせずその両方を拒絶した。遺棄された妻または別居中の妻を*feme sole* として扱うことができると定めた点においてのみ、議会は、形式的には婚姻中の女性に法的な自立を認めたのである。

1857年の離婚法を巡る論争は、ヴィクトリア時代の大多数の紳士が、夫と妻が政治的経済的に平等なものとして向き合う婚姻の形態を考えることができなかったことを示している。

『ロー・レビュー』誌である筆者が書いているように、「格言にあるように『2人が1頭の馬に乗るときは、1人は必ず後ろに乗らねばならない』のだ」<sup>17</sup>。（なぜ、婚姻は、仲良く並んで走る2頭の馬ではなく、2人の乗り手と1頭の馬として最も適切な比喩とされてきたのか、——または、なぜ、乗馬が婚姻と関連性を持つとされたのか——誰も、あえてそれを言おうとしなかったが、その格言は、婚姻法の改正に反対する人々によって19世紀を通じて繰り返言われてきたのである。）

男女の序列および男性支配のイメージ、馬の手綱を握る男のイメージは、カヴァチャーおよび新たな離婚法の決まりにとってまさに核心であった。それゆえ、フェミニスト達は、必然的に、個人の権利および婚姻における平等に関する考え方を、議会および裁判所に採用させる方向に力を注がざるを得なかった。しかしながら、婚姻法に関する個人主義的な批判の根底にあったのは、ある種の確信であったし、あるいは信じたいという想いであった。それは、法の下における権利の平等は、夫と妻の間のよりいっそうの助け合い、相互理解ならびに知的、感情的、および性的な面における親密さに繋がるはずであるという確信であった。1850年代の一握りの卓越したパンフレットに現れてくるこうした考え方は、1867年、女性参政権請願の議会への提出に続く政治的なフェミニズムの組織化の高まりの中でフェミニスト

の基本的な考え方の中核となった。【以上翻訳：白石裕子】

## 第2章

### 権利の平等と配偶者間の友情：

#### 1870年既婚女性財産法

「夫権神授」なる説が「王権神授」説とともに忘れ去られたとき、これらの説が暗黙のうちに想定されていたころ存在していた以上に、夫婦の愛情と結合がさらに高貴で慈しみ深いものになるであろう。フランス・パワー・コップ『独身 対 結婚』（1862年）

1856年既婚女性財産法案での敗北ののちフェミニストたちは、そのエネルギーのほとんどを女性の教育と雇用の機会向上に集中させた。家庭における女性の地位が問題であると提案するよりも、女性の教育および雇用（これらは普遍的に受け入れられたとはとても言えないが）に焦点を当てる方が公共の領域における女性の足がかりを得る上で、より大きく前進するだろうとの判断によるものであった<sup>18</sup>。続く10年間で家庭の外での女性の機会拡大を促進するための団体が急速に拡散した。そのなかには、女性雇用促進協会、中産階級女性移民協会、救貧院訪問協会および婦人衛生協会が含まれた。それに加えて『イングリッシュ・ウーマンズ・ジャーナル』誌（1858年－1864年）、『社会・労働問題に関するイングリッシュ・ウーマンズ・レビュー』誌（1866年－1906年）および『ヴィクトリア・マガジン』誌（1863年－1880年）のような出版物が、フェミニスト思想を発展させ、それを英国全土の読者の手元へ届けることに不可欠であった。こうした団体や出版物は友人や活動家同士の小さくとも精力的なネットワークによって支えられていた。ネットワークのなかでは、手紙を書いたり、請願を回覧したり、随筆を書いたり、財政的に支援したり、議員との人脈を持つ者が含まれていた。しばしば研究者はヴィクトリア期のフェミニストの活動を個人の勝利として記録しているが、これらのなかには数々の医学校において嵐をひき起こしたソフィア・ジェックス=ブレイク、ガートン・カレッジを創設したエミリ・デイヴィス、ヴィクトリア・プレスを作ったエミリ・フェイスフルなどがいた。だが、これらの者も他の女性も決して孤立して活動していたのではなく、女性解放を目的とした多面的な運動の一翼を担っていた。

本章では、既婚女性財産法の獲得という運動を行ったフェミニストたちのネットワークにおける理念や活動を検討する。これらの者は、婚姻しているかどうかにかかわらず女性と男性との間での平等な権利を承認すること、労働者階級の妻たちを保護すること、そして結婚を上下支配の関係から助け合いと友情の関係へと転換することにおいて、既婚女性財産法

が必要であるとみなしていた。既婚女性財産法の起草作業とロビー活動は、主としてマンチェスター地区を中核とした北部イングランドのフェミニスト・サークルの人々によって実行された。当該法案の議会での審議において、あらゆる形態の財産を保護するという包括的な方策であったものが、女性、特に労働者階級の女性の収入を保護する法案へと縮小することを、これらの者は目のあたりにした。1870年既婚女性財産法の採択を巡る闘争において、家庭と政治における女性の従属が相互に補強しあう性格のものであることが明確に示されるとともに、既婚女性の法的地位の変更をできるだけ少なくしようとする議会の決意があらわになった。【以上翻訳：苑原俊明】

---

<sup>1</sup> 3 Hansard 145 (25 May 1857), 813.

<sup>2</sup> 3 Hansard 147 (7 August 1857), 1282.

<sup>3</sup> Constance Rover, *Love, Morals and the Feminists* (London: Routledge & Kegan Paul, 1970), 42-43. 性病など、夫の姦通が家庭生活にもたらし得る他の脅威については、審議のなかで検討すらされなかった。

<sup>4</sup> 3 Hansard 142 (20 May 1856), 408-10.

<sup>5</sup> 20 & 21 Vict., c. 85, secs. xxv-xxvi.

<sup>6</sup> 20 & 21 Vict., c. 85, sec. xxi.

<sup>7</sup> 法案提出時の演説は、後年のブルームの雄弁さを最もよく表す一例であった。ブルームは、最初は実現不可能と思われたが後に勝利を収めた先の改革案を思い出すよう貴族院議員たちに促し、既婚女性の財産の問題に対する彼の認識が、個人の自由と責任というホイッグ党的な原理を論理的に広げただけのものであることを明らかにした。3 Hansard 144 (13 February 1856), 605-19 参照。

<sup>8</sup> 3 Hansard 145 (14 May 1857), 266.

<sup>9</sup> 3 Hansard 146 (15 July 1857), 1516.

<sup>10</sup> *ibid.*, 1520; 3 Hansard 145 (14 May 1857), 267; and 3 Hansard 146 (15 July 1857), 1523.

<sup>11</sup> Cornwallis, "Property of Married Women," 339.

<sup>12</sup> 3 Hansard 144 (13 February 1857), 619.

<sup>13</sup> 3 Hansard 145 (14 May 1857), 280.

<sup>14</sup> 3 Hansard 146 (15 July 1857), 1521.

<sup>15</sup> 3 Hansard 145 (14 May 1857), 278.

<sup>16</sup> 3 Hansard 145 (25 May 1857), 800.

<sup>17</sup> "Women's Law: Mrs. Norton's Letter to the Queen," *Law Review* 23 (1855-1856): 340.

<sup>18</sup> Diane Mary Chase Worzala, "The Langham Place Circle: The Beginnings of the Organized Women's Movement in England, 1854-1870" (Ph.D. diss., University of Wisconsin, 1982), 124.